

意見第2号

国会議員の文書通信交通滞在費の抜本的な制度改革を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2022年2月16日

提出者 久喜市議会議員
猪股和雄
賛成者 久喜市議会議員
石田利春
田村栄子
川辺美信

久喜市議会議長 春山千明 様

国会議員の文書通信交通滞在費の抜本的な制度改革を求める意見書

国会議員一人当たり月額100万円が支給される文書通信交通滞在費（以下「文通費」という。）の在り方が、大きな政治的問題となっている。

文通費は、国会法第38条の規定に基づき、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条第1項において、「各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額100万円を受ける」と規定されている。

現在、文通費の用途については公開の義務はないが、一部公表されているところによると、政党支部などの政治団体や議員後援会への寄付、研究会への寄付、人件費、携帯電話代、NHK受信料、議員連盟会費などに支出されていることが明らかになっている。これらのすべてが「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」という文通費の目的と法の趣旨に合致しているのか、はなはだ疑問である。特に政治団体やみずからの後援会などへの寄付については目的外の違法支出だとする指摘もある。また月1日の在職でも一律に100万円が支給されていることや、1993年に追加された「滞在費」が、東京在住者にも一律に支給されることについても批判がある。

地方議会において文通費と同様の性格を持つ政務活動費は、多くの議会で厳格な使途基準を定めた上で、実費支給、領収書の添付と使途の公開、余剰金の返納の規定など

高い透明性を確保して、住民の信頼を得ている。国会議員の文通費についても、これと同様の運用が求められる。

よって、国会は国民の信頼に応えるべく、下記の事項をとりいれた抜本的な制度改正に早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 年度ごとに使途報告書の提出と領収書等の添付を義務付け、報告書を公開すること。
- 2 文通費の目的に合致した使途基準を明確化すること。
- 3 目的外支出の禁止と、実費精算によって年度末に剰余金が発生した場合の国庫返納規定を整備すること。
- 4 在職日数に応じて、日割り支給とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長 　あて